

## 函館市配偶者暴力被害者移送費支給要領

### 第1 趣旨

この要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの身体に対する暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）およびその家族の安全を確保するため、これらの者を市外の一時保護を行う施設に移送する場合の移送費の支給について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対象者

この要領により移送費の支給を受けることができる者は、被害者およびその同伴する家族（以下「被害者等」という。）とする。

### 第3 移送費

- (1) 移送費は、市外の法第3条第3項第3号の一時保護を行う施設までの最も経済的な通常の経路により移動した場合の鉄道賃（急行料金および座席指定料金を含む。）または車賃の実費相当額とする。ただし、やむを得ない事情により、これによることが適当でないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 移送費は、予算の範囲内で支給するものとし、その支給は、乗車券、タクシーチケットまたは現金を被害者等に交付する方法により行うものとする。

### 第4 申請手続等

- (1) 移送費の支給は、被害者等からの申請により行うものとする。
- (2) (1)の申請は、別記様式の申請書を子ども未来部子育て支援課に提出することにより行わせるものとする。
- (3) (1)の申請があったときは、当該申請をした者と面談して事情を聴取し、移送することが適当であると認める場合は、速やかに移送に係る乗車券等の手配その他の必要な手続を行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年1月3日から施行する。

別記様式

移送費支給申請書

年 月 日

函館市長 様

住所  
申請者  
氏名

次のとおり移送費の支給を希望するので申請します。

移送を希望する施設						
移送を希望する者	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業または学年	備考

申請の理由

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----